



豊能町監査委員告示第1号

令和3年度定期監査結果に係る措置状況について、町長、町議会議長及び教育長から報告がありましたので、地方自治法第199条第14項及び豊能町監査基準第17条第1項の規定により措置状況の結果を次のとおり公表します。

令和4年3月31日

豊能町監査委員 長浜 裕一
同 針原 祥次



豊能総第 518 号

令和 4 年 3 月 31 日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 塩川 恒敏
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和 4 年 1 月 28 日付け豊能監第 39 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

① 令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
<p>行財政課 (出納室)</p>	<p>● 基金の取扱いに関する財務規則の改正 令和2年度の決算審査において、財政調整基金をはじめ12の基金の取扱いが、会計年度を超える支出負担行為と振替命令が出納整理期間末に行われていたことから、不適切な財務会計行為と指摘したところである。 基金の会計年度所属区分は、実際の予算執行上極めて大切なものであり、予算執行上の都合で会計原則等に反した不明確な処理を防止する必要がある。 統一化されたルールのもとで、基金の所属会計年度を明確にする必要があるため、財務規則の一部を改正されたい。 参考までに、大阪府では、「基金の年度区分は出納を行った日に 属する会計年度とする。」と明確に規定している。(大阪府財務規則 第142条)</p>	<p>令和4年3月中に繰入れの手続きを行う予定です。また、令和4年度を目的に財務規則の改正を行います。</p>
<p>出納室</p>	<p>● 債権の現在高調書 町の債権額の把握については、財務規則に基づき「債券現在高調書」(第54号様式)が規定されているが、まず、第54号様式が存在しない。 この様式が存在しないことは、財務規則第123条に基づく会計業務が行われていないことであり、省略化できない業務であること指摘するまでもないが、財務規則に反するものである。 財務規則の規定に従って、第54号様式を整備されるところに適切に業務を執行されたい。</p>	<p>第54号様式について、当初の様式は確認できました。担当部局に対し、当初様式にて令和3年度より提出を求めるとしました。</p>

① 令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
まちづくり 創造課	<p>● 地域公共交通基本構想推進事業 豊能町地域公共交通基本構想の長期計画では、「北大阪急行延伸等にあわせて阪急バス箕面森町線をときわ台まで延伸する」と示されているが、箕面森町線の延長が非常に厳しくなっている具体的な理由は何か示されたい。</p>	<p>箕面森町線延伸の課題として、運転士及び車両の確保や採算性の問題、また、補助金額の増額による町財政の圧迫などがあります。 こうした課題を解決し、能勢電鉄から北大阪急行までの接続便を実現できるよう、引き続き協議を進めいきます。</p>
	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「活性化再生法」という。)に基づくマスタープランとなる「地域公共交通計画」について、豊能町地域公共交通会議において、具体的に検討されているのか進捗状況を明確にされたい。</p>	<p>地域公共交通計画の策定は、令和4年度、5年度の2カ年で行う予定にしています。 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設置し、その協議会において、検討をしていきます。</p>
	<p>● 公共施設再編検討委員会 公共施設再編検討委員会について、早急にホームページで議事録をはじめ会議概要、提出された資料を公開されたい。</p>	<p>第1回から第5回までの委員会資料については、すでに掲載されています。また、議事録につきましては、作成ができたものから順に公開していきます。</p>
	<p>● 町ホームページのリニューアルと管理運営 町ホームページについて、使いにくいホームページであるので、全面的にリニューアルされたい。</p>	<p>2月中に、リニューアル作業が完了予定です。3月1日より、新ページでの運用を行います。新ページでは、トップページの構成において、よく見られているページをスクロールせず表示をしたことや、これまで第1階層しかわからなかったものが、第4階層まで見えるようにしたこと、より目的のページにたどり着きやすいよう改善しています。</p>
	<p>町ホームページについて、ホームページの掲載等の管理のルール化を検討されたい。</p> <p>令和3年7月15日の「個人町民税の課税誤り」の報道発表資料が1カ月で削除されており、所属別にも記録が残っていないのは、公文書を廃棄したのと同様であるので、ホームページの記載等の管理のルール化を検討されたい。(再掲)</p>	<p>情報の管理にあたっては、平成27年3月に管理基準を定め運用しておりますが、ページの管理者については、各所属長が管理することとしています。 ご指摘の掲載等の管理のルール化は、どのような内容の情報をご提供の掲載等の管理のルール化は、どのような内容の情報にどれだけの期間掲載するのかといった、情報公開制度にも関係する内容と認識しておりますので、関係課と検討を行っていきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
秘書人事課	<p>● 職員給与決定のあり方 【指摘1】(令和2年度) 本町の職員の給与改定のあり方について、国の改定ベースだけを捉えて改定しているので、大臣通知を熟知して大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたい。 期末・勤勉手当については、本町と大阪府内の同規模の程度の民間事業者を抽出し比較検討することで、独自の改定月数を決定することは可能であると考えられる。</p>	<p>人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応とすること(R3.11.24副大臣通知)とされていることは承知しているところ、民間給与実態調査においては人事院と都道府県で共同で実施していること、人事委員会設置の市町村に対して国家公務員との給与水準との均衡にも十分留意することが求められていることから、現段階で大阪府人事委員会の給与実態調査の結果については、参考にさせていただきます。</p>
	<p>【指摘2】(令和3年度) 今までのような国公準拠一辺倒による機械的な給与決定のあり方を見直すべきであり、実務的な専門知識のある有識者の参画も待って検討すべきである。</p>	<p>国公準拠については、法の趣旨に沿ったものと理解しているところであり、現段階で国公準拠の給与決定のあり方を見直す予定はありません。</p>
	<p>● 定員管理のあり方 【指摘1】 町の将来像を見据えて、「職員給与決定のあり方」と併せて、公共施設再編検討委員会と同じような問題意識で、人口減少に伴う適正な職員数や定員管理のあり方をはじめ、効率的な組織のあり方、頑張った職員が報られる給与制度などについて、有識者からなる検討する組織を設置されたい。</p>	<p>頑張った職員が報われる制度については、人事評価制度により給与面について反映しています。定員管理の考え方は、厳しい予算の中で有識者からなる外部組織に委ねる予定はなく、引き続き類似団体の状況を踏まえ、内部で任用形態や必要性を検討していきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属 秘書人事課	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
<p>●職員厚生会補助事業 【指摘1】 他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘(令和2年度)</p>	<p>【指摘2】 ①令和2年度補助金実績報告の提出及び補助金確定通知の一連の補助金手続きを早急に図られたい。 ②補助事業が中止となれば補助金の返還義務が生じるため、補助金の返還手続きを早急に取り上げたい。 ③元氣回復に向けたレクリエーション事業のあり方について早急に検討されたい。 ④他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘(令和2年度) 少なくとも原契約は今年度内に早急に解約し、町民の理解が得られる制度の再構築に向けた検討を進められることを要請する。(令和3年度) ⑤任命権者をはじめとする職員一人ひとりが、定められたルールを守り、一円たりとも税金を無駄に使わないという規範意識や倫理観を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう、責任感を持って最大限努力されたい。 ⑥公課費として課税される根拠が不明であるため、これらの内容を明らかにされたい。</p>	<p>職員厚生会補助事業については、過去の判例に沿って適切な事業が実施されているか判断し、補助を行うものとなります。</p> <p>①②補助金の額確定及び返還手続き済みです。 ③毎年、厚生会評議員会において事業内容を審議しています。 ④他社比較も行った結果、現加入内容を見直し、令和4年度より新プランで契約更改します。 ⑤引き続き、内部手続き事務やコンプライアンス等研修の実施に努め、職員意識の向上を図ります。 ⑥職員個人加入の団体扱い保険事務取扱手数料収入に係る公課費となります。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
秘書人事課	<p>● 広報業務の強化 【指摘1】 町が主催する外部の有識者を含めた会議、各種審議会をはじめ町民にとって重要な会議などは、議事録を作成すること、資料については個人情報に関わるものは除き全て公開すること、会議後、一定の期間を定め公表時期を統一することなどを基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を定められたい。</p> <p>● 広聴業務の強化 【指摘1】 町長をはじめ幹部職員、全職員に情報共有されるシステムを構築され、併せて町民から寄せられた意見は全て公開して「意見の見える化」を検討し、住民ニーズを把握されるところにも広聴業務の強化を図られたい。</p>	<p>情報公開条例第29条で会議の公開について規定されており、大阪府はそのあり方について情報公開担当で指針を策定されているところ。本町においても指針策定について、策定時期も含めて町情報公開担当課と協議していきます。</p> <p>住民から寄せられた意見(要望)については、すでに担当課から町長まで情報を共有しています。 意見の見える化については、センシティブ情報が多く含まれるため公開はなじまないと考えます。よくある問い合わせ等については、HPで紹介するなど原課対応としています。</p>
行財政課	<p>● 住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況 (前文略) 住民の皆さんに、可能な限り数値化でお示しし理解しやすく具体的に分かりやすいように「進捗状況の見える化」を図られたい。</p> <p>● 遊休地の売却 売却予定地を購入するかどうかの判断は、町民であり事業者である。今後遊休地の売却にあたっては、売却予定地の規模の大小に関わらず毎年度売却可能な土地の一覧表を全て公開され、売却業務を行われたい。</p> <p>● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務(再掲) 公園等の清掃業務については、業者にすべて委託するだけでなく、危険が伴う作業を除き地域住民との協働により、経費削減効果もあるのでは是非検討されたい。</p>	<p>「豊能町行財政改革プラン2019」については、令和元年8月に策定された時点では、数値目標は設定しておりませんでした。効果額を示しにくいものもあるためですが、今後、取組結果として、効果額を算出できるものについては、数値化を行っていき、分かりやすい進捗状況を示していきたいと思えます。</p> <p>普通財産においては、緑地などが多く、隣接地等との境界が確定されていないところが大部分であります。売却後のトラブルを回避するためにも隣接地との境界確定が必要であります。別途費用と時間が必要となるため、まずは売却可能な土地の整理を行い、売却業務を行っていきたく思います。</p> <p>町有地の管理業務については、他の自治体の取組みなどを参考にし、また、公園、街路樹、河川、道路等の管理を行っている関係課の取組み状況の確認を行い、行財政課管理の町有地で取り組めるものがあれば、取り組みを行っていきたく思います。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
総務課 (消防担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団のあり方検討 少子高齢化の進行に伴い、消防団員の減少が避けられないのが現状であり、新入団員の確保も困難となっている。新入団員の加入促進なども大事であるが、今後10年先、20年先の人口減少を考えて消防団のあり方も検討された。 	消防団員数の減少については、全国的な傾向であり、本町も年々団員数が減少している中で、方面隊数の改正や退団年齢の引き上げ等、団本部と協議を続け様々な努力をしております。今後も引き続き団員数の減少を見据えた消防団運営等検討するとともに、引き続き新入団員加入促進や退団年齢の引き上げ等団本部と協議を進めていきます。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き国においては、デジタル庁が発足しデジタル化が急速に展開されている。地方公共団体においても優先的にオンライン化を推進すべき手続き(参考②)を示しており、情報収集を図られたい。 	行政手続のオンライン化については、従前から情報収集を行っている。 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」のうち、特に子育て、介護関係の26手続については、国から原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーを用いたオンライン接続を検討することとされている。これを踏まえ、当該手続のオンライン接続に向けたシステム構築を令和4年度中に行うことを検討しています。 なお、行政のデジタル化に対応するため、情報通信技術(ICT)の知見を持ち、自治体現場の実務に即して、情報システムの導入等に関する助言、調査等を行う者として、非常勤特別職のデジタル専門官を令和4年度から任用する。行政手続のオンライン化もデジタル専門官と連携して進めていきます。 条文に規定されている様式が現状において使用されているか、必要なものであるか確認するとともに、例規集に掲載することとします。ただし、条項及び様式が多数あるため一定の時間を要することから、令和4年度中を完了の目途とします。 様式の確認作業及び規則改正の必要が生じた場合の改正事務は、関係各課が行い、その支援業務及び例規集への登録作業は、総務課が行います。 なお、残存していた平成16年現在の例規集では既に様式の掲載はなく、それ以前のものについては確認できなかったため、正確な時期、理由は不明です。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務規則の様式集の不存在(関係課:行財政課・出納室) 財務規則では各条項において様式が定められているが、債権の現在高調書をはじめ様式集(参考③)として例規集には整備されておらず、業務として使用されているかその実態を把握されたい。また、いつ頃から例規集に掲載しないことになったのか、その理由など報告されたい。 	条文に規定されている様式が現状において使用されているか、必要なものであるか確認するとともに、例規集に掲載することとします。ただし、条項及び様式が多数あるため一定の時間を要することから、令和4年度中を完了の目途とします。 様式の確認作業及び規則改正の必要が生じた場合の改正事務は、関係各課が行い、その支援業務及び例規集への登録作業は、総務課が行います。 なお、残存していた平成16年現在の例規集では既に様式の掲載はなく、それ以前のものについては確認できなかったため、正確な時期、理由は不明です。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
税務課	<p>● 個人住民税・府民税の課税誤り 納税者の信頼回復向け確実に再発防止策を実行された い。</p> <p>令和3年7月15日の「個人町民税の課税誤り」の報道発表資料が1カ月で削除されており、所属別にも記録が残っていないのは、公文書を廃棄したのと同様であるので、ホームページの記載等の管理のルール化を検討されたい。(再掲)</p> <p>● 税の公平性の確保 徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよう、税の公平性が保たれるよう努力を行われたい。</p>	<p>本件は、「公的年金支払い報告書」の電子データをエルタックスから、町のシステムに取り込む際、一人の職員で作業を行っていたため、確認作業が不十分であったことが原因で発生したものです。</p> <p>本課としても、この事態を重く受けとめているところであり、現在、令和4年度の当初課税に向け作業を進めているところですが、適正な手順で業務を進めるとともに、複数の職員での確認作業を行うことで、徹底した再発防止に努めてまいります。</p> <p>不誠実な滞納者に対しては、これまでどおり徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を粛々とすすめていきたいと考えています。なお、財産調査の結果、担税力の無い滞納者には、資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともありますが、引き続き、税の公平性の確保の観点から、滞納整理をすすめていきたいと考えています。</p>
住民人権課	<p>● 事業の目指す到達点 シテイプロモーション推進事業や、女性活躍人材事業は、国の地方創生事業の取り組みとして3年間実施されてきた。地域でのファシリテータの育成の支援など一定の効果があったと思われるが、今後の展望として、どこまで応援いただければ自立的な展開が図れるのか、これら事業の到達点をお示されたい。</p>	<p>シテイプロモーション推進事業や女性活躍人材育成事業では、自主的な活動が見込める段階になり、一定の成果があったものとし、シテイプロモーション推進および女性活躍人材育成のどちらの事業も令和3年度で終了します。</p> <p>次年度以降は、社会情勢の変化に対応した施策の推進を図るため、男女共同参画室に組織を改編し、誰もが性別を意識することなく活動できる社会の実現を目指します。令和4年度は、男女共同参画プランの更新に向けた住民意識調査を実施する予定です。</p>
環境課	<p>● ごみ減量化の目標設定値 (前文省略) ごみ減量化の目標値は、家庭系と事業系のごみ排出量の合計値を母数としているが、上表に記載のように事業系ごみの10年間の減少率が約1割程度であり、家庭系ごみの約半分程度の減少率である。したがって、今後、減量目標値の設定にあたっては、平成28年度以降のテータの推移も分析され、事業系ごみの減少に向けた減量化施策の重点化と、ごみ排出量の目標設定値を家庭系ごみと分けて設定すべきと考える。</p> <p>なお、住民や事業者の皆様には、ごみの減量化及び資源化に 向けて、これまでもご努力をいただいているが、引き続き、さらなるご協力をお願いします。</p>	<p>第2次ごみ処理基本計画の重点施策に基づき、平成29年度より各店舗を個別に訪問し、協力を依頼しており、今後も引き続き、事業系のごみの減量化の協力を求めています。</p> <p>目標設定値の公表方法については、当初の目標数値と比較するうえでは、現行の標記が適当と考えており、当面は継続する方向です。ただし、家庭系ごみの減量(=住民の努力の成果)がより分かりやすい形で伝わるような表示が別途できるように検討します。目標数値事態の見直しや事業系・家庭系の表記のあり方については、今後の全体計画等の見直し時に検討していきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属 環境課	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
	<p>●ごみの収集運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、可燃ごみ類等を職員により収集運搬する直営方式とカンビン類等を民間事業者が収集運搬する委託方式によるものがあるが、可燃ごみ類等の直営方式には、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。 このことは、第2次豊能町ごみ処理基本計画(平成29年3月策定)の課題整理においても、本町の財政状況やごみ量など様々な状況を踏まえ、より効率的な収集運搬に向け、将来的に民間委託を検討する必要があると報告されている。 ごみ収集運搬方法を一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。 なお、非常災害時における収集運搬方法については、本町が被災地となった場合を想定して全ての行政分野で総合的に検討すべき課題である。 	<p>民間に委託することが課題であることは認識しており、検討を進めているところですが、再任用制度や定年延長もあり、直ちに民間委託にシフトすることが必ずしも全体経費の削減につながる状況にはありません。</p> <p>しかしながら、パッカー車等ハード面の老朽化が進んでおり、退職職員も増加してくるから現体制の維持が困難な状況となる時期を目的に業務委託を拡大する方向で検討を進めていきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属 環境課	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
	<p>● 技能労務職の時間外勤務手当 令和2年度の技能労務職(清掃業務)の時間外勤務手当に ついては、約340万円(1,107時間)を支出しているが、休日勤 務手当ではなく時間外手当として支給している。休日に勤務 を命ぜられた職員に対しては、給与条例により休日勤務手当 の支給規定はあるものの、一般行政職については、代休に 振り替えているのが現状である。このため、一般行政職と技 能労務職との手当支給の公平性の観点、及び現在の財政状 況を鑑みれば、是正するにあたっては、時間外勤務手当を休 日勤務手当に変更して支給するのではなく、職員の勤務時 間条例第9条ただし書き規定(※1)を適用し、一般行政職と 同様に年間の代休日あらかじめ指定することを検討された い。</p> <p>例えば、令和3年度の国民の祝日に関する法律に基づく休 日は16日と定められている。この休日に可燃ごみ収集日が 重なる日数は年間15日であるので、代休日を指定することは 十分可能である。</p> <p>(※1)職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条 (ただし書き)</p> <p>公務運営上の事情により、特別の形態によつて勤務する必 要がある職員については、任命権者がこれを定めることがで きる。</p>	<p>現在、休日勤務の手当てを時間外勤務手当として支給している が、令和4年度からは休日勤務手当に改めます。休日勤務を代休 に振り替えることについては、全てを振り替えることで業務の安定 的な継続に支障を来す可能性も否定できないことから、基本的に は休日勤務手当を支給することで対応したいと考えます。しかしな がら、ローテーションを工夫することなどにより、全体的な経費の 削減に努めていきます。</p>
建設課	<p>● 国道423号のインフラ整備 町内金石橋から箕面市止々呂美区間の全面的な拡幅につ いて、要望活動はされているようであるが、何が問題で進ま ないのか進捗状況も含めて、今後の対応方策を具体的に示 されたい。</p>	<p>大阪府が重点的にインフラ強化を検討している骨格道路(大阪 府が10年間、重点的に道路ネットワークを整備強化していく路線) の中に、国道423号(止々呂美～亀岡間)は含まれていないことか ら、抜本的な拡幅改良は困難な状態と考えられますが、引続き本 町における上記区間において、全体的及び部分的危険箇所であ る以下の点について申し出ていきます。</p> <p>①部分的な拡幅整備に加え、緊急輸送路である国道423号は、国 土強靱化の観点からも全面的な拡幅改良の検討をお願いした い。</p> <p>②木代地区においては、新しい事業所が当該道路沿いに開所さ れ、歩行者通行量の増加が見込まれ、歩車分離が確立されてい ない箇所について、歩道の整備の検討をお願いしたい。</p>
	<p>● 地籍調査の効果 地籍調査の結果のデータは、固定資産税の徴収漏れの防 止のために税務課へ情報共有されたい。</p>	<p>調査結果を税務課へ報告します。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
都市計画課	<p>● 光風台6丁目緑地災害復旧工事 住民の生命・財産を守るのが行政の責務であるとの認識のもと、一日も早く近隣住民の不安感を解消するためにも、関係各方面との協議や設計施工業者への指導など全庁上げて全力で取り組み、本復旧工事を早期に完了させられたい。</p>	<p>「光風台6丁目緑地災害復旧工事」につきましては、令和3年9月8日付けで工事請負契約を締結し、令和4年3月の完了を目指していたところですが、しかし工事を着工するにあたり同年10月7日に法面養生のブルースーシートを外したところ、被災法面上部に約45mに渡って新たなクラックが発生し、再度崩落の危険性のあることが判明しました。 そのため本復旧工事を中断し、影響する6世帯に避難指示を出すとともに避難所を開設。併せて大阪府及び学識経験者らに意見を求め、復旧工法の再検討を行い、まず安全対策工事(防護柵の設置)を施工(11/25～12/10)し、新たな復旧工法について令和4年1月7日に国の了承を受けたことから、本復旧工事を再開したものです。 工事完了までは、梅雨時期や台風時期もあるため、工事の安全管理等十分に注意しながら施工監理に努めてまいります。 工事完了予定：令和4年12月23日</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(1) 令和元年6月に下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、この実施方針に基づき、管路施設及びポンプ場施設の点検調査や改築設計工事を確実に実施されたい。</p>	<p>令和2年度、3年度と「豊能町下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、管路施設やポンプ場設備の点検調査を実施し、令和4年度も同じく点検調査を実施予定です。 今後は、令和5年度に「豊能町下水道ストックマネジメント実施方針」を見直し、令和2年度からの点検調査結果に基づき、優先順位を定めたいうえでの改築更新計画を策定し、引き続き点検調査業務を進めるとともに、改築更新工事を並行して実施していきま</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(2) 特に、令和6年度以降の公営企業会計への移行にあたっては、担当職員が専門的な会計知識の取得や会計処理に精通していただければ実現できないので、今後、早急に人材の育成を図られたい。</p>	<p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その業務の中で適宜職員研修を行うこととなっているほか、日本下水道事業団ほか各種団体の開催する研修への担当職員の積極的な参加をしています。</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(3) また、総務省は公営企業会計の適用について、所要経費に対する地方財政措置の拡充や公営企業経営アドバイザー派遣事業等の支援措置などを講じているので、公営企業会計の適用など社会資本整備総合交付金等の要件化に遺漏のないよう準備を進められたい。</p>	<p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その費用について地方財政措置を見込んでいるとともに、各種支援制度を活用し、令和5年度の地方公営企業法適用、令和6年度予算からの公営企業会計化により、社会資本整備総合交付金事業の要件をクリアしてまいります。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属
都市計画課

監査委員の指摘事項(所属個別)

● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務(再掲)
 これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事務所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークショップエアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことを検討されたい。
 清掃等を業として行われている団体を除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいがづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来るが、経費削減の効果もあるので、是非検討されたい。

各所属の措置状況

現在も各自治会や老人会などの美化活動について、年2回実施した場合に報償金という形でお支払いしているところがあります。また、住宅地の外周部に面する緑地の管理についても、一部の住民と協定を締結しボランティアとして無償で管理して頂いているところもあります。
 今後も他の自治体の取組みなども参考にしながら、将来に負担をかけるような維持管理の取組みができるよう検討してまいります。

② 令和3年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(統括・共通事項)～子育て世代への応援と定住化の促進～	総括・共通事項の措置状況
<p>1 子育て世代への応援</p> <p>「緑豊かな環境で子育てが実感できる街」を共通施策として、一担当課だけでなく全庁一丸となって子育て世代を応援するとの共通認識のもとで、行財政改革を徹底し財源を捻出され「子育て世代への応援」の具現化を図られた。</p>	<p>人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは必要不可欠です。令和4年度から10年間の計画期間である総合まちづくり計画においても、「安心できる出産と子育て環境」、「子育て家庭へのサポート」などの施策に庁内で横断的に取り組むこととしています。財源確保の課題にあたっては、や公民連携などの手法を活用し、選択と集中を行いながら、限りある財源を効果的に配分し、施策の実現に向け推進していきます。</p>
<p>2 地域公共交通計画の策定</p> <p>「地域公共交通計画」は、住民に身近な地域交通の具体的なメニューを検討するものであり、まちづくりのバックグラウンドともなるマスタープランでもあるので、住民とも協議し早期に策定されたい。</p> <p>箕面森町線延伸の発着点がとぎわい駅か光風台駅かで議論されているようですが、未だに結論が出ないのは何が課題であるのか、論点を明確にされたい。また、とぎわい駅前のバスロータリーや駐車場の整備に約6,800万円を費やした整備目的は何か明確にされたい。</p>	<p>地域公共交通計画の策定は、令和4年度、5年度の2か年で行う予定にしています。</p> <p>地域公共交通の活性及び再生に関する法律に基づく協議会を設置し、その協議会において、検討をしていきます。</p> <p>交通施策については、平成26年4月に策定した基本構想を基に推進してきました。箕面森町線延伸の結節点は、とぎわい駅を想定したもので、これまで駅前や駐車場の整備を行いながら、延伸協議を行っているものです。</p> <p>しかし、とぎわい地区内道路において、路線バスが走行するのに十分道路幅が確保できていない箇所や安全対策を講じなければならぬ箇所が多くあることから、安全対策ができるまでの間は、既定の豊能西線に台わせて光風台駅を活用する方法も検討しているところ です。</p>
<p>3 補助金執行の適正化</p> <p>(1)職員厚生会補助事業(一部再掲)</p> <p>委託料の積算根拠である一人当たりの会費が高いため、他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘(令和2年度)した。</p> <p>補助金の返還手続きをはじめ額の確定通知、実績報告など補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。</p> <p>(2)豊能町学校給食会補助金(一部再掲)</p> <p>補助金の額の確定通知が交付されなかったため、町補助金交付規則に従い適正に手続きを進められたい。前年度の繰越金の内容を精査されたい。また、補助金の返還手続きを適正に措置されたい。</p>	<p>引き続き、能勢電鉄と北大阪急行線の接続を目指した地域公共交通網の充実を目指しながら、一方で、交通は利用者がいないことには維持できないと考えていますので、利用促進策もあわせて検討していきます。</p> <p>職員厚生会補助事業については、過去の判例に沿って適切な事業が実施されているか判断し、補助を行うものとします。</p> <p>補助金の返還手続きを進め、その他指摘のあった事項について、町補助金交付規則に基づき適正に事務処理を行いました。</p> <p>豊能町学校給食会補助金や、豊能町社会教育関係団体活動費補助金交付申請書に基づき、豊能町体育連盟、豊能町連合子ども会育成会、豊能町小学校区青少年育成協議会あて行う補助事業については、実績報告書に基づき補助金額を確定し、適正に事務処理を行うことで、繰越等の無いように努めます。</p>

豊能議第 170 号

令和 4 年 2 月 22 日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様

豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町議会議長 管野英美子

(議長印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和 4 年 1 月 28 日付け豊能監第 39 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
議会事務局	<p>● 委員会審議のインターネット公開 現在、本会議はインターネットで公開されているが、委員会については、議事録は公開されているもののインターネットで公開されていないため、住民からすれば何が課題となつて、どのような議論がなされたのかなど議論のプ ロセスがよく分からないのが現状である。 委員会においてもインターネットが視聴できるように庁舎内のWi-Fi環境の整備を図るとともに、課題となつている委員会運営については、どのようにすれば公開できるのか、議事と理事者双方が真摯に議論され、住民目線で実現に向けて検討されたい。</p>	<p>・議会ICT化の一環として、議会放映充実のための予算を令和4年度に計上している。この事業は、一般質問以外の本会議を放映するための環境を整えることを目的とする事業であるが、順序として本会議の完全放映を実現し、その後、委員会放映のための環境整備をしたいと考えています。</p>
	<p>● 議案書等のペーパーレス化 議会ICT化事業として、議会放映システム事業、議事録作成システム構築事業などをはじめ、ペーパーレス化のためタブレット端末の購入の予算措置がされている。特に、タブレット端末を活用した議案書等のペーパーレス化については、単に消耗品の費用の削減だけでなく、職員の事務作業の軽減(印刷・製本・差し替え作業など)を図ることができ業務の効率化にも資するため、早期に実現されたい。</p>	<p>・議会ICT化事業の一環としてペーパーレスで議会を開催するた め、令和3年中にWi-Fi環境を整備し、令和4年からペーパーレス 議会タブレットの試験運用を開始している。令和4年3月定例会議 はタブレットを併用しての開催であるが、早期にペーパーレス化を 図る予定です。</p>

豊能教総第 929 号

令和 4 年 3 月 31 日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様

豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦

(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和 4 年 1 月 28 日付け豊能監第 39 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊能町学校給食会補助金(一部再掲) 補助金の額の確定通知は交付されていないため、町補助金の返還手続きを適正に措置されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊能町学校給食会運営補助金交付要綱の改正を行い、以降、適正な補助金交付手続きを行うこととしました。 ● 前年度までの繰越金は令和3年度中に返還することとしました。上記2点について、3月に開催予定の令和3年度豊能町学校・幼稚園給食会総会において報告後、速やかに手続を行います。
こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育の無償化(再掲) 先進的に取り組みを進めている市町村においては、国制度と併せて、0歳～2歳の無償化を進めている。令和2年度現在65人の幼児を保育しており、無償化の取り組みをさらに進めるためには、15,686千円の財源の確保が必要となる。行財政改革を徹底して子育て世代への応援のため、財源を確保して実現を図りたい。今後の本町のまちづくりにも波及効果が大きいものと考えられるので、重点施策として優先的に取り組まれない。(総括・共通事項) 子育て世代への応援と定住化の促進 ・全庁一丸となって子育て世代を応援するとその共通認識のもとで、行財政改革を徹底し財源を捻出され「子育て世代への応援」の具現化を図りたい。 	<p>0歳児～2歳児が無償化になった場合は、働く方が増加し保育所等に預ける方も当然増加すると考えられます。そうなりますと本来に預けた人が預けられなくなるケースへの対応の問題と保育士不足の問題を解消する必要があります。このため、現在のところ幼児教育無償化につきましても、国基準を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>0歳児～2歳児を無償化した場合は、この保育料を町単費で支出することになりますので、財源確保について調整が必要となります。</p>
義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校内の相談機能の強化 小中一貫校の準備が進められているが、令和4年度から小学校5年生、6年生が中学生と同じ校舎で学ぶことになり、学校、教育委員会など大人たちが決められたルールに小学生たちは戸惑いや不安感もあるのではないかと思われるので、子どもたちの内面的な心情にも十分に配慮されるよう学校内の相談機能を強化されたい。 	<p>現小学4・5年生の該当児童には、小中一貫校への移行のリリーストを渡し、質問を受けていますので、その質問に対する回答を中心に説明会を行いました。説明会終了後に該当児童に対してアンケートを行ったところ、75%の児童が「不安が減った」と回答しています。</p> <p>また、3学期には現小学4・5年生の該当児童が中学校校舎を訪問し、校舎内巡りや、中学校の生徒会より学校生活や生徒会活動についての説明を受け、それに対し質疑応答を行う時間を設けました。</p> <p>他にも、中学校校舎の方では、中学校のスクールカウンセラーや心の相談員(生徒の日常の悩みや進路の相談を受ける職員)を配置し、中学生だけでなく新小学5・6年生の対応もしていく予定です。そして、教職員も小学校から複数名の職員と一緒に中学校校舎で授業を行うことになっており、新しい学校生活に不安感を持っている児童に対し、教職員全員が連携し見守る体制を整えています。</p>

① 令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
生涯学習課	<p>● ユーベルホールの運営(関係課:まちづくり推進課)(前文略)</p> <p>ユーベルホールに関係する本町の社会教育委員会や文化ホール運営協議会においても議論されているが、その結果どのように反映されているか不明である。</p> <p>主に公共施設再編検討委員会において検討されているが、本町関係機関への説明は、町のしかるべき責任者がしっかりと説明責任を果たされたい。</p>	<p>令和3年度より、公共施設再編検討委員会において、公共施設の施設面及び機能面を含めた、今後の在り方について協議されています。</p> <p>また、社会教育委員会等においても、公共施設再編検討委員会の検討経過も踏まえ、生涯学習施設の方向性について、施設の統合や複合化を含め、継続して協議していきたいと考えています。</p> <p>令和3年度は社会教育委員会と文化ホール運営協議会の合同会議を実施し、施設見学や町の現況と今後についての情報共有を行いました。会議では公共施設再編の検討や議論の進め方について意見をいただき、公共施設再編検討委員会に報告しました。</p> <p>議事概要 https://www.town.toyono.osaka.jp/page/page004676.html</p>
図書館	<p>令和2年度の補助事業の執行につき、コロナ禍の影響もあり補助金交付申請時に当初計画していた補助事業が止む無く中止になり補助金が返還された件について</p>	<p>豊能町社会教育関係団体活動費補助金交付申請書に基づき、豊能町体育連盟、豊能町連合子ども会育成会、豊能町小学校区青少年育成協議会あて行う補助事業については、実績報告書に基づき補助金額を確定し、適正に事務処理を行うことで、繰越等の無いように努めます。</p>
図書館	<p>● 図書館相互利用協定</p> <p>箕面市との協定に関しては、箕面市北部地域には図書館がないため、箕面森町の住民の町立図書館の利用のメリットはあるが、本町の住民が箕面市の図書館まで出向くメリットは移動時間、費用面を考慮すると余りないように思われる。</p> <p>本協定締結までに、相互利用が対等な立場で、本町としてのメリットが活かされ箕面市電子図書の利用が可能となるように協議検討を進められたい。</p>	<p>箕面市との相互利用の本格実施に関して、令和4年2月25日(金)に協定書に調印し、3月1日から開始しました。</p> <p>本格実施にあたっては、可能な限り両市町の住民と同様の利用が出来ることとされています。具体的には試行の際の条件(貸出冊数・貸出期間)に加えて、豊能町民が箕面市電子図書館の電子書籍を利用可能です。</p> <p>さらに、4月からは豊能町民の箕面市立図書館の利用登録に関して、豊能町立図書館で受付を行い箕面市に送付することで、直接箕面市の図書館に行かなくても登録が出来ることとなります。</p>